

Title	慶長より元文に至る貨幣制度の変遷
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.2 (1917. 2) ,p.266(94)- 282(110)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170201-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶長より元文に至る 貨幣制度の變遷

增 井 幸 雄

本誌前號所載の『グレシヤムの法則と徳川時代の經濟學說』なる一文に於て、徳川時代の經濟學者がグレシヤムの法則と同じ思想を懷いて居つたといふことの一二の例を擧ぐるに先つて其の當時の貨幣制度が如何に紛亂を極めて居つたかといふことを示す爲めに、假りに大宰春台の『經濟錄』の一節を引用して置いたが、今は此の點に就て其の後『日本經濟叢書』收録の諸書其他を涉獵して得たる三四の材料に基づいて、右の引用文よりも少しく詳細なる記述を試みやうと思ふ。研究の範圍は、慶長六年に於ける貨幣制度の樹立から元文元年の貨幣改鑄に至る百三

十餘年間の變遷の概要であつて、次の五項目に分けて述べることにする。(一)慶長の貨幣制度、(二)元祿の吹替、(三)寶永の吹替、(四)正徳の吹替、其の一、其の二、(五)元文の吹替。

一 慶長の貨幣制度

我國に於て始めて貨幣制度の樹立されたのは慶長六年である。それ以前は銅錢の外に沙金並に各地で冶金された金銀を任意に切り遣ひして居つたので銅錢以外の金銀に就ては所謂秤量制度に依つたものであるが、其の品位並に量目の相違よりして交易上に及ぼす不便宜なからざりしが故に、此の年徳川家康は金座銀座を取立て、品位量目を一定したる金銀貨幣を作らしめ金貨幣と銀貨幣と銅貨幣との通用の割合を法律を以て定むるに至つたのである。此の時の規定によれば、金を以て大判(十兩)と小判(一兩)と歩判(二歩)とを作り、四歩を以て一兩となす。品位は八十八(或は八十四・一二とも云ふも暫らく

前者による)とし、量目は十兩大判は四十八匁、一兩小判は四匁八分、二歩判は二匁二分とした。又銀は品位を八十とし量目六十匁を以て金一兩に相當すとなし、錢は四貫文(又は四貫八百文と云ふものもある)を以て金一兩に相當すと定めた。即ち金銀の法定比價は十一・三六であつたのである。

二 元祿の吹替(改悪)

然るに慶長以來年處を経ること半世紀以上に及ぶに従つて漸く貨幣の不足を來すやうになつた。即ち一面に於ては貨幣が全國に普及するに従つて從來貨幣の集中を見て居つた大都會地に於ては地方的減少をも來し、又生活程度の向上するにつれて通貨の需要増加をも來して、茲に貨幣の相對的減少を見るに至つたのみならず、他の一面に於ては貨幣の絶對的減少をも來したのである。即ち或は水難火難のために失はれ、或は信仰のために靈山の坑穴や社寺の泉池等に

投入せられ、或は神社佛閣の營繕材料に使用せられ、特に京の大佛を壞して鑄造した大佛錢の如きは最も多く大小の鐘に再鑄せられ、其の他器物又は裝飾用品に利用せられ或は外國貿易の用に供せられて海外に流出したものなど、數へ上げると頗る多量に上るのであつて、貨幣減少の如何に甚しかりしかは、室鳩巢の如き、是等種々の原因の爲めに凡そ九十餘年の間に海内の金銀をの半を減じたと云つて居るに徴しても其の一斑は知り得られる。

加ふるに一方に於て斯く貨幣の減少を來したと同時に、他方に於ては金銀の産出額も減少を來して貨幣の補充増加を妨げたのである。金銀銅の産出額の減少を來した原因は種々あるであらうが、第一に家康の始めた採鑛業保護政策の如きは其の所期の目的に反し却て此の産額減少に與つて最も力があつたやうである。家康は採鑛業保護の爲めに山例五十三條なるものを發布

したが、その中には「假令名城の下でも鎔うちあるに於ては採掘苦しからざること」「山金・川金・柴金何れにあるとも勝手次第採掘苦しからざること」「山師・金掘師にして人を殺したるものなりとも山内に駆込むときは其の罪を許すこと」など、いふ意味の條文もあつたので、一般人民は其の所有地を勝手に掘り返されるの迷惑を恐れ、又地方によつては領主が領内の人民をして無償で採掘賦納を命じたがために、却て金の出ることを隠蔽するやうになつて其の産出額の減少を來した。次には本途直段による金銀銅の買上げが累をなした。即ち人民の採掘した金銀銅を幕府で買上げる場合でも、本途直段と稱して實際の採掘費を償ふに足りない廉價を以て強制的に買上げたので、領主が其の不足分を補つてやつて僅かに其の採掘を續けて來た所が、領主も財政困難の爲めに其の手當の支給に窮し遂に領民をして鑛山のあることを他領の者に對

して秘密にせしめ、犯す者に嚴罰を課することとして、以て幕府に對する義務を免れんとする者さへ生じ(奥羽地方の如きは其の例)鑛山の新開發を抑制し又は舊來の鑛山を廢鑛たらしめたので、金銀銅の産出額を減するに至つた。最後に山靈を恐るゝの俗もその一と見るべきであらう。即ち諸國の鑛山にはそれ〴〵山靈あり、此の山靈たる頗る自己所藏の金銀銅を惜しむものあるが故に、強て之を採掘すれば山靈のタ、リを受くるに至るといふ迷信があつた。こは或は實は前述二個の事情から來て居りながら上を憚つて殊更に迷信に事よせたのかも知れぬが、兎に角此の習俗は餘程普及して居つて前述のものと共に金銀銅等の産出額減少の原因をなしてゐるのである。

斯の如く、貨幣は消極的にも積極的にも減少を來したにも拘らず其の鑄造材料の増加遅々たるがために補充も増加も出來ず、而も他方に於

ては之に對する需要の増加を來したるがために、茲に通貨の不足を來したのであつて、一般人民も爲めに不便困難を感じたであらうといふとは疑もないが、之は幕府の財政にとつては更に一層の打撃となつた、特に金銀等の貨幣材料の産額減少のために幕府の財政は最も甚しき打撃を蒙つたのである。蓋し幕府の収入は主として天領と稱する幕府直轄の領地から上る収入と、時々諸侯に課する御用金と、本途直段によつて買上げた金銀銅を金座・銀座・錢座に廻して貨幣に鑄造したもの(實はこの鑄造高と買上直段との差額)より成つて居つたが、前二者は左程に増加することなく、最後のものは前述の如く減少して、茲に收入の減少(少くとも不増加)を見るに至つたのに、他方に於ては大藩の懐柔にも社寺の營繕のためにも資金が入用であるのみならず、五代將軍綱吉の時代に至つては奢侈の風行はれて支出は増加するの一方で、寛文年間以

後は金藏に貯藏されたる金銀は年々一二萬兩宛減少し、將軍の日光への參拜も京都への上落も費用不足のために之を見合せるといふ有様であつたからである。此の時に當り幕府の重臣に萩原近江守重秀なるものあり、日光參拜・京都上洛の費用を支出して猶ほ充分に餘りあらしむるの良策ありと上申し、支那に於ける寶鈔即ち紙幣通用の例を引いて、紙幣でさへも通用するのだから、まして金銀ならば假令其の品位は劣悪なりとも紙幣に優る萬々なるが故にその通用疑なしとて、慶長以來の貨幣を改鑄して其の品位を劣惡にし貨幣の數量を増加して以て支出の増加に充てんとするの策を献じた。勿論之に對しては大多數の賛成者の間にも少數の反對者あり、特に老職土屋氏の如き最も熱心に之が反對の意見を述べて其の實行を妨げて居つたが、其の世を去るに及んで改鑄論再び勢力を得來り、加ふるに金座・銀座の關係者も自己の利益に驅

られて盛んに之を懲慝する所があつたので、遂に元祿七年に至り、貨幣の極印の古くなつたこと、貨幣の世間に不足を來したことを表面の理由として慶長以來の貨幣を改鑄することになつた。所謂元祿の吹替なるもの即ち之れであつて、之が貨幣改惡の最初の試みである。而して一度改惡を行つた以上は同じ事情の續く限りは更に益々改惡を行ふの必要を生ずべきは事理の當然であつて、之が又爾後屢々行はるゝに至つた吹替の端緒となつたのである。

今此の改鑄の内容及び新舊貨幣引換の經過を述べると、元祿七年に先づ銀の品位を低くし、慶長銀の品位八十なりしものを五十七・八九とも十五とも云ふも暫らく前者に従ふ」とした。次で翌八年に金の品位を下げ、慶長判の品位八十八なりしものを六十一（或は五十七・八九とも云ふ暫らく前者を採る）とした。即ち銀は從來よりも約二割九分、金は從來よりも約三割三分

歩」と稱して幾分のプレミアム即ち打歩を附し、例へば慶長金銀百兩を元祿金銀百何兩かと引換へるといふことにした。然るに其の増歩の高が人民をして品位の劣惡より來る損失を償ふに足ると感せしむるの程度に達しなかつたものと見えて、引換に來る者が誠に少なかつた。そこで當局者は慶長以來の貨幣の流通を許してあればこそ引換に出ないのだと考へて舊貨幣の通用期限を限定しそれ以後は潰しとする旨を令したが、矢張り引換に來るものが少なかつた。故に一度ならず通用期限を延長し、殊に寶鈔の例を引いて新貨幣の賤しむべき理由なきことを説示し、極力引換の多からむことを勸説したが其の效は著しくなかつた。又法令を以て舊貨幣の藏匿を禁じたが一向に其の利き目は表はれなかつた。是れ蓋し人悉く同額の割合を以て通用せしめらるゝ新古兩種の貨幣の間に於て、新貨幣の粗惡にして精良なることを知れるがために所謂

だけ品位を下げられたのであつて、而も金銀通用の割合は從來の通りであるから、金銀の法定比價は從來十一・三六なりしものが十・三四となつたのである。而して銅錢には全く手を着けなかつた。此の改惡されたる新金銀は銀・銅・錫・鉛等の雜分多きために金は黄金の色を失つて鑄石の如く、銀は色稍々薄れて灰色となつた。表面に「元」の字が刻してあるので人呼んで「元ノ字金」又は「元字金」又は「元金」と云つた。

扱て、元祿新鑄の金銀と從來の慶長金銀との引換は元祿九年九月から開始され、引換の終るまでは新古金銀同額の割合を以て通用せしむることとした。所で此の引換に就ては、幕府當局者は、一度新貨幣の品位を低下したことを公言した以上は、舊貨幣の一定額に對して之と同額の新貨幣を交附するといふのでは素より人民が其の引換に應ぜざるべきこと明なるが故に、「増

グレンシャムの法則の作用が行はれたのであつて、良貨たる舊貨幣の藏匿されて出で來らざるは敢て怪しむに足りないのである。斯の如く舊貨幣の引換に出るものは多からず、金銀の産出さるゝもの又多からざること前述の如きものありて、新貨幣の供給は意の如くならず、改鑄によつて利する所あらむとした幕府當初の目的はなかくに達せらるべくも見えずして、已むを得ず元祿十二年には大阪に於て銀千五百貫目を買上げ新貨を鑄造したやうな次第であつて、幕府の改鑄政策は多大の困難に逢つたのである。これ素より事理の當然である。然し元祿八年より寶永三年に至る十二年の間に銀を改鑄すること四十萬五千八百五十貫にして爲めに八百餘萬兩を利し、金も二回許り改鑄して六百餘萬兩を利して幕府の財政は餘程容易になつたのである。

幕府の財政に及ぼせる効果は右の如しとして

然らば此の改鑄の一般經濟社會に及ぼせる影響如何と見るに先づ第一に物價の騰貴を來した。新鑄の元祿金銀は舊來の慶長金銀よりも品位の劣悪なることを知れるが故に、舊貨幣で一兩に賣買されたものは新貨幣では一兩以上でなければ賣らないとなり、而も事の序に兩者間の品位の相違以上に代價を引上げるとなつたのみならず、人多くは一度端緒を開いた貨幣改悪政策の今後再三繰り返され其の都度物價の騰貴を來すべきことを虞れて、貨幣を保有する代りに貨物を保有せんと欲し、米・油・絹布・藥品其の他の貨物の需要増加したるが爲めに物價は更に上騰することとなつた。然るに前述の如く舊貨幣は藏匿されて出でず、新貨幣の供給は増加せずして通貨は一般に減少したからして、少量の貨幣を以て高價の貨物を賣買せざるを得ないことゝなつて人民の迷惑は一方でなかつた。次には各種貨幣の兩換相場の變動並に兩換の困難を來

した。慶長の制度によれば十一・三六なりし金の法定比價は今や十・三四となつたから、人は金よりも銀を多く使用することとなり、銀の相對的減少益々甚しく、其の結果として從來金一兩が銀六十匁、錢四貫文なりし市場の通用割合は、新制度行はれて數年を経たる元祿十三年には金一兩は銀五十目四分乃至六分、錢三貫五百文位となり、前者は一割五分、後者は一割二分餘り上騰する事になつた。かゝる場合であるから、人は支拂の場合には金を以てし、受取の場合には銀又は錢を以てせんことを欲し、賣買をなすに當つては銀・錢支拂の約束をなすことを要求せられ、兩換商の如きは金を持參して銀又は錢に換へんことを依頼する者あるも銀錢の持合せなきことを口實として兩換を拒絶することゝなつたのである。幕府は法定の如く金一兩に對し銀六十匁、錢四貫文の割合にて通用せしめよとの令を發し、金銀特に銀の買占及賣獨

占を禁じたけれども其の效果著しからず。かくて行々は徳政によるの外には救濟の策なしとの風評さへ傳へられて、貸借の途も塞がり物價益々昂騰して物情騒然となつた。更に加ふるに貨幣品位劣悪なるがために偽造によつて利益する所多くなり、従つて諸所に偽造の罪を犯して所罰せらるゝもの續出し、他方に於ては此の偽造貨幣を受取つて迷惑した者も少なからずあつたのである。

元祿の吹替は國民の利益を犠牲に供して、幾多の困難と戦ひつゝも或る程度まで幕府を利益せしめた。而も此の利益は一時的にして、その之を得ることを必要ならしむるの原因は永續的であつた。金銀の吹替改悪は單に此の元祿の一回に止まらずして、爾後屢々繰り返さるゝに至つたのである。

三 寶永の吹替(改悪)

前節に述べた如く、元祿吹替以後は良貨たる

慶長古金銀藏匿され、惡貨たるる新鑄の元字金の供給亦意の如くならずして通貨の減少を來し、殊に新鑄の元字金銀の中でも從來よりも價値を低く見積られたる金が隠れて其の高く見積られたる銀のみ流通することゝなり、而も其の銀たるや慶長銀よりも劣悪なるが爲めに物價の騰貴を來し、僅少の通貨を以て高價の取引を行はざるべからざるの窮態に陥つたので、世間一般から見ても貨幣數量の増加を必要とする様になつたが、更に一方幕府の方の事情を見ると、寶永年間の地震のために千代田城破壊して其の修築のために多大の資金を必要とするに至つて、先きに元祿の改鑄によつて得たる利益の大部分を消費し盡し、其他の政治向萬般は從來と異なる所がなかつたので財政上收入を増加せしむる必要は依然として存して居つたが、舊貨幣の引換に出るもの少く金銀の新採掘高も多くなかつたので、從來の政治をその儘に繼續して

行くのであつては此の必要に應ずることは不可能なる事情に在つたのである。茲に於てか再び貨幣の品位を劣悪にして數量を増加せしむるの策を採るの外はなくなつた。加ふるに金銀座の者共の懲慫するありて、又々世間一般の通用貨幣少くして困難するを救はむがためにといふ口實の下に、元祿吹替の開始後十一ヶ年を経たる寶永二年を始めとし、寶永七年及び八年（正徳元年）に至る七ヶ年の間に數回に亘つて銀の吹替を行ひ、其の都度品位を低下して行つた。即ち先づ寶永二年には品位を四十に下げ、表面に「寶」の字を表はしたる所謂「寶ノ字銀」（又は「寶字銀」）を作り始め、以後五ヶ年以内に二十七萬八千三百三十餘貫を鑄出した。寶永七年には同じく四十の品位を以て「永中銀」なるものを鑄ることとなり、五ヶ月間に五千八百餘貫目を鑄出した。而も元祿吹替の當時と同じく銀六十目を以て金一匁とすること依然たりしが故に、是等の

寶字銀及永中銀と當時通用の金貨たる元字金との法定比價は八・二となつた譯であつて、市場比價は元祿十三年に金一兩が銀五十目四五分なりしものが反對に銀六十四匁乃至六十九匁となり、錢一貫文は銀十四五匁乃至二十四五匁とまでに下り、銀は金に對しても錢に對しても多大の下落を來した。銀目取引の物價の騰貴は推して知るべきである。然るに吹替は更に一步を進めて同年（寶永七年）品位を三十に下げて表面に「寶」の字三個を表はしたる「三ッ寶銀」なるものを作り始めたのみならず、更に一層劣悪なる品位二十の「寶」の字四個を刻したる「四ッ寶銀」なるものを鑄出するに至つた。寶字銀永中銀すら既に色黒黯にして元祿銀に比するも鉛の如くなるに、三ッ寶銀に至つては色益々悪く、四ッ寶銀に至つては黒黯にして鏽を生じ銀の本色失はれて鉛錫と少しも異なる所なく、民之を賤しむること土石の如しとある程であつ

て、四ッ寶銀を慶長銀に比較すれば品位正に四分の一に低下し、元字金に對する法定比價は四・一となつたのである。三ッ寶銀は此の年以後七年間に三十五萬三千八百七十貫、四ッ寶銀は翌年九月に至る短期日の間に實に四十萬二百四貫を鑄出した。新舊貨幣の引換には多少のプレミアムを附したけれども、元祿吹替の當時と同じく良貨たる舊貨幣の引換に出づるものは貨幣總額の上から見れば左程に多くなかつた。然しながら前記の如く多額の吹替を行つたので、之によつて幕府の財政は餘程豊になり、之に關係した役人並に金・銀座の者ども亦多大の利益に私腹を肥やし、豪奢日々に暮るの一方に於て、舊貨隠れて新貨蔓こり、物價は無制限に騰貴し、僞造益々多く行はれて、一般人民、特に銀を最も多く使用した當時の江戸地方の住民の迷惑言語に絶するの有様であつたのである。

四 正徳の吹替(改良)

其の一。此の時に當り幕府に新井白石なる達識の學者ありて、貨幣は實質價値を有するものならざるべからざることを確信し、「改貨議」なる一書を草して、貨幣制度を慶長の昔に恢復すべきことを建議した。其の他の學者並に當局の役人中にも貨幣制度改善の必要を認めて居つた者も少なくなかつたが、多くは今俄かに良貨に改鑄することになれば通貨半減して世間の困窮となるだらうと考へて反對し、少しく考の進んだ者は、通貨の半減することそれ自身は敢て差支ないが、貨幣の品位が從來の二倍になつたから云つて利を計るに專なる商人は賣價を半減するやうなことはないから、通貨の減じた割合に物價の低落を來すこと能はずして、恰かも人民の所有財産の半ばを奪取すると同一の結果となり、却て人民の迷惑となるだらうといふことを虞れて、兎角幣制の改革を躊躇した。室鳩巢の如きは此の種の意見を持して居つたのであつ

て、その實行方法としては、京阪地方の一商人の献策に賛して、先づ一部の悪銀を採り其の中に含まれたる純銀の量を検査し、悪銀一匁良銀幾何に當るといふ通用の割合を定め置かば全部改鑄したると同一の結果となつて物價の騰貴を防ぎ得べきが故に、先づ右の手段を施して然る後に錢を以て徐々に悪銀を買上げ、之を改鑄して世間に出すことにすればよろしいのに、當局者中には此の點に氣の附く者がなく、とて嘆じて居る有様で、幣制改革の必要は認められながらも其の實行は兎角逡巡されたが、寶永八年即ち正徳元年に於て結局貨幣制度の改革を斷行することとなり、先づ銀座の關係者及び幣制の事を掌りし萩原重秀を缺所となして三ツ寶・四ツ寶の銀の鑄出を停止し、次で屢々評議の結果として元祿以來の金銀の品位の劣悪なること、折れ損じ多く不便なること、を理由として新貨鑄造の事を決し、慶長の制度と寶永の制度との兩

者を折衷して金の品位は慶長通りにするが量目は半減することとした。即ち金一兩の小判、品位は八十八、量目は二匁四分、一步判亦之に準ずと定めた。而して之を元字金とは同額に、元祿以前のものは十匁増の割合（即ち一兩を七十匁として）通用せしめた。又銀をも品位を八十に改めた。新鑄の金銀には表面に「乾」の字を刻せるより之を「乾字金」「乾字乾」又は「乾金」「乾銀」といふ。一舉に慶長の古制に復せしめなかつたのは一に俄かに通貨の半減せんことを虞れたからである。

さて右の乾字金の吹替の結果如何と見るに、乾金は其の品位こそ慶長金通りになつたけれども其の量目を半減され而も兩者同額を以て通用せしめられたのだからして、實質上は品位を慶長金の二分の一に下げられたと同一なるが故に、良貨たる慶長金の藏匿されて世に出で來らざることも依然たるは勿論の事であるが、乾字金

は元字金に比し其の品位後者の六十一なるに對して八十八にして、實質上は兎に角、表面上優良なる地位に在つたけれども、追て慶長金の通りに改鑄せらるべきもので一時的の通用に過ぎずと認めて人民承服せず、結局之よりも比較的良貨たる元字金のみが世に行はれるといふ奇態を生じ、貨幣價值劣悪のために物價騰貴は依然として變ることなく、又特に乾字金を以て賣買する場合には、慶長通りに恢復されて價值半減しても損なきやうにと計つて、慶長金や元字金を以てする場合よりも價を高くして賣買するからして、矢張り物價は高まるのみであつた。加ふるに來るべき改鑄に際して損失を蒙らざらむが爲に、乾字金を貨物に換へて蓄積せんとするの風が起つたので益々物價を昂騰せしめた。即ち凶作のあつた寶永四年頃と五穀豐饒なる正徳の頃とを比較するに、一般物價は後者にあつては頗る騰貴し、米の如きは三割内外の騰貴率を

示した。而して斯る事情に立ち至つたのは、一方に於ては幾分か生活程度の向上せるによることあるべきは勿論であるが、其の大部分は貨幣價值の低落と改鑄による損害豫防手段としての貨物の買占とに基づくものとなされて居るのである。

其の二。斯る有様で乾字金銀の新鑄發行は殆んど何等の効果をも表はさざりしが故に、正徳四年に至つて斷然慶長の古制に復する事とし、慶長金銀と全く同位同量を以て新に貨幣を鑄造し（之を正徳金銀又は新金銀と云ふ）、同位なれども重量二分の一に過ぎざる乾字金をば正徳金の半額即ち二歩として通用せしむること、定め猶ほ元祿以來の各種金銀との通用の割合をば次の如くに定めた。

新金	百兩に付	慶長金	百兩
元字金	二百兩		
乾字金	三百兩		

(猶ほ元字金は新金及び乾字金に對しては歩金を附することゝし、元字金百兩は新金五十兩の外に歩金二兩一步、乾字金百兩の外に歩金二兩二步と定めた。)

慶長銀 一貫目に付 元字銀 一貫二百五十目
新銀 一貫目に付 元字銀 一貫五百三十八匁餘

永中銀 二貫目
三ツ寶銀 一貫六百目

永中銀 一貫六百目
四ツ寶銀 一貫三百目

元字銀 一貫目に付 同 一貫三百目

斯く新金銀にありては全く慶長の制度に於けると同様のものとなつたので、元祿の吹替以來二十餘年間何れかに藏匿されてあつた慶長の金銀が今や全く藏匿の必要並に利益のなくなりしが爲めに續々市場に其の姿を現はし來りて新舊相半ばしたるのみならず、慶長金は從來流通の間に幾分か磨滅を來して新金銀よりも惡貨の地

位に陥るに至りしが爲めに、人多くは却て新金銀を藏匿するの風をさへ生じ、數年間に新金銀の流通界に在るもの僅かに十分の一に減じて了つた。

右の如くにして元祿以來紛亂を極めたる貨幣制度は一と先づ慶長の古制度に恢復したが、凡て改良にせよ將た又改惡にせよ、兎に角改鑄の行はるゝ毎に民間に不安の念を醸し不平騷擾を生ずるのが常であつて、右の正徳の改鑄の後に於ても幾分か此の傾向がないではなかつたが、學者は、斯の如きは貨幣改革に限らず何れの制度改革にも伴ふ現象であつて慣るれば自ら鎮まつた。果せる哉、貨幣制度の恢復に對して一般に懷かれたる、海内の通貨半減して四海困窮すべしとの虞れは殆んど實現せず、士民悉く此の善政を謳歌することゝなつた。

右正徳の改革の後を承けて享保三年全く乾字

金銀の通用を停止して引換を開始し、同十五年よりは引換未済の乾字金に便宜上二步としての通用を許したが、其の後四年を経て乾字金銀の貨幣資格を除くに至つて前述正徳の改革は全く完成したのである。

五 元文の吹替(改惡)

良惡種々の貨幣の間に適當なる通用割合を定むるときは最早良貨と惡貨との區別は無くなつたのであつて、各種貨幣の間に驅逐的作用が行はれたり物價が騰貴したりすることは無くなり、唯々品位の劣惡なるものは人の感情の上から見て兎角嫌忌され易いといふに過ぎずして、經濟社會は貨幣の點からしては至極平安となる譯である。正徳の吹替の後を承けたる享保年間には正に其の時代であつたのである。然るに一度右の如く復舊改良されたる貨幣制度が元文元年に至つて又々吹替改惡によつて亂さるゝに至つたのは返すくも慨すべきことである。然しな

がら此の度の吹替は元祿・寶永のそれとは趣を異にし、幕府の財政のために行つたといふよりも、寧ろ主として經濟政策上の理由からして行つたものであるといふの點は注意すべき事柄である。

享保十三年の頃からして米價屢下落した、時には騰貴恢復したこともあつたが多くは下落を重ね、爲に米穀を賣るべき農民と武士とが先づ困難し、其の影響は延て商工民にも及んだ。そこで幕府では享保十五年九月始めて米の買上を行つて米價の引上を企てたけれども其の效がなかつたので、此の際如何なる政策を採るを至當とするやに就て、百貨輻湊の地なる大阪に於ける堂島の米問屋並に兩換商に向つて諮問したが、之に對して提出された幾多の答申書中、右の兩換商よりの分に『米價の下落したのは米と金銀との位が相當せざるによるのである。詳言すれば金銀の位が正徳以來高まつて來たのに近

年の豊作によつて米の供給増し其の位が低くなつて、兩者相伴はざるがためである。故に貨幣制度をば金銀の位低かりし元祿乃至正徳前半のそれに復すべきである』といふのがあつた。又一方に於ては正徳の改革以來貧困に陥りたる銀座・銀座の關係者の頻りに吹替を懲罰するものあつて、吹替の風評が盛んに喧傳せられた。之を傳聞したる無名の一著者は將軍に上書して過去に於ける吹替の弊害を指摘し、吹替は結局通貨を減少し金銀座の關係者並に係りの役人共の私腹を利するのみにて四民の煩ひとなるに過ぎざるべきことを述べて、吹替を思ひ止まらむことを建白した。又幕府の役人の間にあつても、本多平八郎の後裔たる本多中務大輔の如き、水野和泉守の遺志を繼ぎて激烈に此の吹替に反對する者もあつた。然しながら反對の苦言は遂に耳に入り悪かつた。享保十七年の頃までは度々米の買上により、又享保二十年には代價の公定

によつて試み來つた米價引上政策をば、元文元年には貨幣品位の引下によつて成し遂げむとするに至つたのである。即ち慶長・正徳の優良金銀と元祿・寶永の劣悪貨幣との中間を探つて、金は品位を六十五・六七に下げ、量目も三匁五分に減少し、銀も亦品位を正徳の新銀よりも下げて(明瞭ならざるも凡そ五十三・三三ならんか)改鑄した。表面に「文」の字の字が刻してあるので之を「文字金銀」又は「文金銀」といふ。此の文字金銀の改鑄成ると共に舊來通用の金銀の引換を命じ、其の割合を

慶長金	百兩に付	文字金	百六十五兩
新金	同	同	同
元字金	同	同	百五兩位
乾字金	二百兩	同	百六十五兩
慶長銀	十貫文	文字銀	十五貫文

と定め、一般物價をば右の割合を以て引上ぐべき旨を布令したのである。

此の改鑄は先づ金から始めたからして、金銀の市場比價は、金一兩が銀六十目乃至六十目一二分なりしものが、一兩五十二三匁に低落することゝなつたけれども程なく銀の改鑄も行はれたがために漸く再び六十目程に恢復された。然しながら貨幣品位の劣悪なるが爲めに元祿以後の經驗を再び繰り返すことゝなり、幕府の豫期した如く單に米價のみの騰貴に止まらずして、一般物價の昂騰を來し、其の結果は徒らに貨幣制度を亂したるに止まつて、何等農民及び武士を始めとして一般國民の困窮を救ふの効果を擧ぐることは出来なかつたのである。此の度の改鑄に就ては、『三貨圖彙』の著者草間直方は「此

ノ文金銀ハ元祿以來正徳迄ノ金銀位ノ宜シキ、全ク其中庸ヲ得タリ、公私共ニ便ニシテ、萬代不究ノ善改ナルモノナリ」と謳歌して居るが、『夢の代』の著者山片幡桃の如きは、今十年も我慢すれば慶長通りの良貨に慣れて左程の困難はなかりしならむに、そのことなくして改鑄を行つたのは惜しむべきとであると、評して居る。兩著者の見、其の果して何れが正鵠を得たりや、吾人は之を讀者の判断に委せる。

今、便宜のため、慶長より元文に至る間に於ける金銀貨幣の品位量目並に法定比價の變遷を一の表に纏めると次の如くなる。

慶長	元字	寶永	金		銀		法定比價	
			品位	量目	品位	量目	金と銀との比價	金と銀との比價
			八八・(又ハ八四・二二)	四匁八分	八〇・	一一・三六(又ハ一一・九)		
			六一・(又ハ五七・八九)	同	五七・(又ハ五五・)	一〇・三四(又ハ一一・八二)		
					四〇・	八・二		

永 中	—	—	四〇・	八・二
三 ツ 寶	—	—	三〇・	六・一五
四 ツ 寶	—	—	二〇・	四・一
乾 字	二匁四分	八八・	八〇・(?)	五・六八
正 德(新)	四匁八分	八八・	八〇・	一一・三六
文 字	三匁五分	六五・六七	五三・三三(?)	一三・九一

附言一。右の表は「三貨圖彙」中の記事に據りて作つたものであつて、金の欄に於て品位八八・とあるは百分中金が八八・八、銀が十二の意。又銀の欄に品位八〇・とあるは百分中「南鐐銀」八十、銅二十の意である。「南鐐銀」が果して純銀であるや否やは未だ研究を了しないから、右の表に於ては暫らく「南鐐銀」を純銀と假定して作成して置いた。此の點に於て誤ありとせば、右の表は銀の品位及金價の比價の兩欄に於て訂正せらるべきものである。

附言二。本論記載の事實中には筆者に於て多少の疑問を藏するの點が二三ないではないが、遺憾ながら之を精しく調査研究するの時を缺くが故に、暫らく未定稿として之を公にし後日の修訂に俟つこととする。讀者諒焉。(大正六、一、一四)

獨逸爲替相場低落の原因(上)

M. J. Bonn—The Fall in German Exchange—
The Quarterly Journal of Economics,
November 1916.

小林 武 男

一、獨逸には通貨膨脹の事實ありや——其疑を存すべき理由 二、金の移動制限されたる場合に於ける國際間の決済——開戦當時に於ける英米爲替相場、一九一五に於ける英米爲替相場 三、獨逸爲替相場の低落——獨逸の米國に對する支拂勘定——米國の獨逸に對する支拂勘定——獨逸の米獨國際貸借上に於ける順調。 今次の戦亂に原因して起りたる救済現象中には、往々從來の理論上の觀念を以て説明すべか

らざるものあり。然るに世の多くは是等新しき事象を深く研究せずして、依然舊來の法則に依つて解説を試みんとし、戦亂に因り起れる各種の變化は多く之を顧みざらんとするの傾向あり。かくの如きは全く無益の企たるは勿論なるが、就中獨逸爲替相場低落の原因に關する論議の如きは其最好事例なり。

- 今獨逸爲替相場の低落に就て世に行はるる説を觀るに、其論據は次の事實及事實の推定に基づくが如し。
- (一) 獨逸帝國の紙幣發行高は非常の増加を告げたり
 - (二) 而して此紙幣の大部分を占むる帝國銀行紙幣は、今日に於て法貨の資格を有するも金貨と兌換されず。
 - (三) 獨逸全國に亘りて物價の騰貴著し。
 - (四) 外國紙幣を以て測定せられたる獨貨の價値は著しく低落せり。